

何も準備せずに

2019年10月1日の

消費税率引上げ
軽減税率導入

を迎えると

レジ補助金は
9月末までに
契約が必要です!

お店は大変です!

軽減税率対応のレジ を用意しないと



8%と10%を
どうやって
打ち分けるの??

この返金処理、
8%なのか、
10%なのか
わからないよ??

8%の持ち帰りと
10%のイトインの
売上を分類できないと
納める消費税が
わからない!?

この経費は何%の
税率なの!?



クレームが増えた!
納税額が増えた!

キャッシュレス決済 に対応しないと



5%還元しない
お店には
行かないわ

レジが混んでる
お店には
行かないわ

え、ライバル店は当店より
クレジットカードの
手数料が1%も安いのか!?

あのライバル店は、
どうして5%還元
セールなんか
できるんだろう!?



売上が減った!
利益が減った!



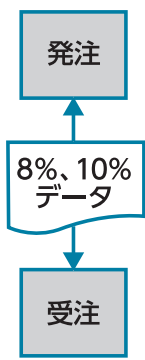
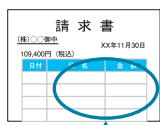

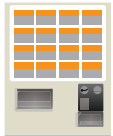

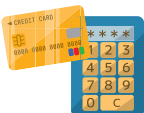

2019年10月1日の消費税率引上げに備えて
「軽減税率対策補助金」と、
「キャッシュレス・消費者還元事業」を活用しよう

詳しくは
裏面へGO!

消費税率引上げ・軽減税率対策はお早めに!
商工会議所は中小企業の軽減税率対策を支援します!

「軽減税率対策補助金」と「キャッシュレス・消費者還元事業」の概要

軽減税率対策補助金(レジ補助金)は、複数税率対応のため、中小・小規模事業者の皆様がレジやシステムの導入・改修をする際にご利用いただけます。キャッシュレス・消費者還元事業は、決済端末の導入、決済手数料軽減、消費者へのポイント還元等を支援する制度です。

軽減税率対策補助金 自己負担額 1/4 ※1			キャッシュレス・消費者還元事業			
受発注システム (B型)	請求書システム (C型)	レジと周辺機器 (A型)	中小・小規模事業者※2の登録受付中 実施期間：2019年10月～2020年6月			
流通段階BtoB 		小売段階BtoC 				
軽減税率対象商品の販売 有 	受発注システムの改修※3	請求書システムの改修※4	複数税率レジと周辺機器の導入※5	決済金額※6	決済手数料※7	決済端末※7
	電子的な受発注システムを改修・入替 	税率ごとに区分して合計した税込額等を記載  10%対象 ○○円 8%対象 ○○円	レジ  券売機  レシートプリンタ等周辺機器 	消費者へのポイント 5%還元	加盟店手数料が 3.25% 以下に さらにその 1/3 を補助	端末代金の自己負担額 0円 電子マネーリーダー  クレジットカードリーダー 
無	対象外					

- ※1 2019年9月30日までに契約等の手続きを完了し、2019年12月16日までに設置・支払いの完了が必要。ただし、B-2型(受発注システム・自己導入型)、C-2型(ソフトウェア自己導入型)は、2019年9月30日までに導入・改修を終え、支払いを完了する必要あり。また、B-1型(受発注システム・指定事業者改修型)は、2019年6月28日までに交付申請を行い、2019年9月30日までに改修・支払いを完了したうえで、2019年12月16日までに完了報告を行う必要あり。
- ※2 原則として中小企業基本法上の中小企業で、課税所得が15億円以内である事業者が対象
- ※3 補助上限：1000万円(発注システム)、150万円(受注システム)。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※4 補助上限：150万円。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※5 3万円未満のレジの場合は自己負担額が**1/5**となる。タブレットは自己負担額が**1/2**となる
補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円。1事業者あたり上限200万円
(別途、商品マスタの設定費用に対する補助あり)
- ※6 中小・小規模事業者は**5%**還元、フランチャイズ等の場合は**2%**還元となる。
自動車や新築住宅の購入、医療・福祉や学校等の取引、高換金性の非課税取引、風営法・暴対法関連は対象外となる
- ※7 本制度の対象となる決済事業者を利用した場合に限られる(フランチャイズ等の事業者は対象外)

お問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-111 <https://kzt-hojo.jp/>
 キャッシュレスポイント還元窓口 ☎0570-000-655 <https://cashless.go.jp/>

消費税引き上げ・軽減税率対策に関するご相談は
お近くの商工会議所へ！！